

様式第九（第4条関係）

新事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に係る照会書

令和7年12月1日

内閣総理大臣 高市 早苗 殿
総務大臣 林 芳正 殿
法務大臣 平口 洋 殿
財務大臣 片山 さつき 殿
経済産業大臣 赤澤 亮正 殿

東京都港区芝浦3-1-21 msb Tamachi
田町ステーションタワーS21F
株式会社マネーフォワード
代表取締役社長 グループCEO 辻庸介

産業競争力強化法第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

当社は、様々な業界の顧客に対して、契約書類、請書、その他これに準ずる書面、検査調書、見積書等（以下「契約書類」といいます。）の電子化を実現する「マネーフォワード クラウド契約」（以下「本サービス」といいます。）を提供しています。本サービスは、法務相談の受付から、契約書の作成、審査経緯の記録、ワークフローによる申請・承認、電子契約や紙による締結、そして文書保管後の検索・再利用に至るまで、一連の業務をひとつのプラットフォーム上で管理することができ、企業の契約業務をデジタル化することで、業務効率の向上とコンプライアンスの強化を実現します。

この度、新たに公共向け事業を展開し、電子契約サービスである本サービスを提供することで、国及び地方公共団体（以下「行政機関」といいます。）における契約業務の業務効率化を支援し、契約書受信者方の業務効率化にも貢献することを目指しています。これにより、行政機関の業務プロセスを最適化し、公共サービスの質の向上に寄与します。

さらに、本サービスは、電子帳簿保存法をはじめとする各種法令要件に適合した電子保存機能を備えており、長期間にわたるデータの安全な保存を可能にします。これにより、企業及び行政機関のデジタル化を推進し、持続可能な社会の実現に寄与することを事業の目標としています。

2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動により生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

「新たな役務の開発又は提供」に該当します。

本サービスは、電子帳簿保存法をはじめとする各種法令要件を満たすことにより、行政機関における契約書類の電子化を推進します。これにより、契約書類への押印処理や書類の発送受領作業を代替し、ペーパーレス化と脱ハンコ化を実現します。

さらに、リモートワークの普及に伴い、国や地方公共団体においても「脱ハンコ」の必要性が高まっています。本サービスの提供により、国の契約業務の効率化と行政サービスの向上が期待されます。これにより、行政機関で取り交わされる契約書、受発注書、その他の文書への利用が見込まれ、新たに以下の需要の獲得を見込んでいます。

【需要獲得見込み】



3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容

(1) 事業実施主体

サービス提供事業者：当社

サービス利用者：国・地方公共団体(契約書送信者) なお、契約書受信者もサービスを利用いたしますが、本照会書においては契約書送信者と区別するため、サービス利用者の定義から除きます。

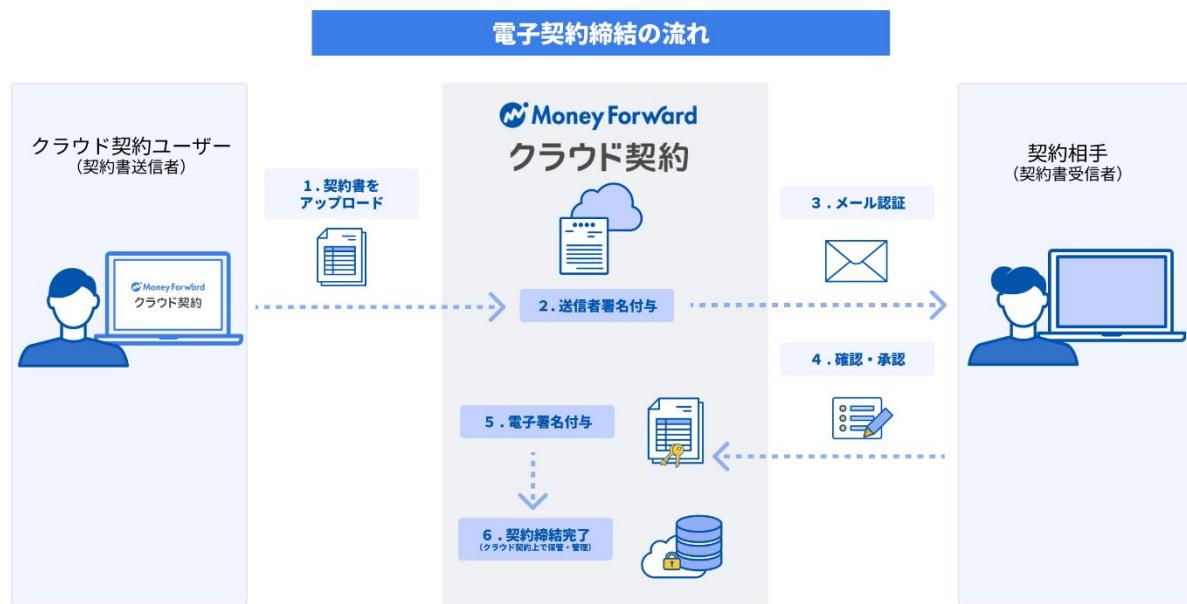
(2) 事業概要

当社は、「マネーフォワード クラウド契約」という名称の電子契約サービスを提供しており、本サービスは契約書類の作成、締結、保管、管理をすべてオンラインで一括して処理可能なプラットフォームです。

本サービスの特徴の一つとして、サービス利用者が指示を行うことで当社が保持する署名鍵を使用して電子署名を施す機能があります。この仕組みにより、サービス利用者は従来の紙媒体での署名や押印を不要とし、電子署名を備えた電磁的記録を作成することができます。

本サービスによる電子契約の締結プロセスは以下のとおりです。

＜事業の流れ＞ 事業者署名型電子契約



1. 契約書類アップロード、契約承認者・契約書受信者の登録

- サービス利用者（上記「電子契約締結の流れ」の図にいう「クラウド契約ユーザー」を指しています。以下同じです。）が本サービスにログインし、契約内容を記載した PDF ファイルをクラウドサーバーにアップロードします。なお、サービス利用者以外の者は、契約書送信者となることはできません（以下では、サービス利用者を「契約書送信者」と定義します。）。
- 契約書送信者が、契約書送信者の行政機関組織内又は社内（以下単に「社内」といいます。）で契約書確認を必要とする契約承認者を設定します。
- 契約書送信者が契約書受信者の情報（氏名、メールアドレス等）を登録します。（三者間契約の場合など受信者である契約書受信者が複数人の場合もありますが、各契約書受信者について同様のプロセスで、契約書受信者に後記 5. の署名が付加されます。）

2. 契約承認者による電子署名の付与

- 契約書送信者は、本サービス上で契約書類の内容を確認し、必要に応じて承認ルートを設定した上で送信準備を行い、契約書送信者における契約承認者（システム上は「決裁者」又は「押印者」をいいます。）は、サービス上で契約書類の内容を確認及び最終承認する操作を行います。
- 契約承認者が複数いる場合には、設定された契約書送信者が設定した承認ルートに従い、各契約承認者が承認操作を実行すると、個別に電子署名が PDF ファイルに付与されます。なお、承認実行とは、各契約承認者が承認依頼メールに記載された URL から Web 画面へ遷移し、書類内容を確認の上、「書類内容を承認」ボタンをクリックすることを指します。
- 契約書送信者の電子署名が付与された後、契約書類が契約書受信者に送信されます。
- 本サービスは、PAdES (PDF Advanced Electronic Signatures) 形式で署名を行います。なお、契約書受信者での電子署名でも同様です。

3. 署名依頼の送信

- 契約書送信者において契約承認者（複数の場合も含みます。）が設定されている場合、すべての契約承認者による承認が完了すると、署名依頼メールが契約書受信者に送信されます。

- 署名依頼を受け取った契約書受信者は、メール内のリンクをクリックして、本サービスのクラウドサーバー上の契約書類にアクセスし、内容を確認します。なお、契約書送信者における契約承認者及び契約書受信者に送付される電子署名画面の URL の専用画面用部分については 25 文字のランダム文字列を含む値になっております。

4. 署名依頼の確認

- 契約書受信者が電子ファイルの内容を確認して、本サービスの画面上に表示された「書類の内容に同意」の旨の画面上の同意ボタンをクリックします。

5. 契約書受信者による電子署名の付与

- 契約書送信者による電子署名完了後、契約書受信者で電子署名が付与されます。
- 契約書送信者から送信された契約書類である旨が、契約書送信者により設定された契約書受信者に対しメールで通知されます。
- 署名依頼メールは、契約書送信者の電子署名完了後、原則として設定された契約書受信者に対して承認ルートの順序で送信されます。
- 契約書受信者は、受信した契約書類の内容を本サービス上で確認後、同意の上、本サービス上で署名操作を行います。
- 契約書受信者において複数の契約承認者が設定されている場合、設定された承認ルートに従って承認操作が行われます。
- 複数の契約承認者がいる場合、個々の契約承認者が承認操作を実行すると個別に電子署名が PDF ファイルに付与されます。
- 設定された契約書受信者の承認ルートにおけるすべての契約承認者による承認操作が完了した際に、契約締結完了を示す電子署名及びタイムスタンプが契約書受信者の意思に基づきシステムにより付与され、契約締結プロセスが完了します。

6. 契約締結及び通知

- 契約書送信者及び契約書受信者の双方による電子署名処理がすべて完了した時点で、電子署名での契約締結が正式に成立します。契約締結の成立後、契約書送信者及び契約書受信者それぞれに対し、契約締結が完了した旨のメールが自動的に配信されます。
- 本サービスで、電子署名した署名情報は Adobe Acrobat Reader に表示される「署名パネル」で確認することができます。署名パネルの署名の詳細を確認すると、当社の電子署名には、契約承認者及び契約書受信者の氏名、行政機関名又は会社名、メールアドレスが記録され、さらに時刻認証業務認定事業者によるタイムスタンプが記録される仕組みとなっています。
- PDF ファイルには、事前に PDF ファイルをハッシュ関数で求めたハッシュ値を秘密鍵で処理した暗号文を付与しており、この暗号文を公開鍵で復号したハッシュ情報は、本来、PDF ファイルを再度ハッシュ関数でハッシュ値にしたものと合致する仕組みとなっています。なお、署名処理済みの PDF ファイルに改変を加えた場合、Adobe Acrobat Reader の表示画面に有効でない旨が表示されます。
- サービス利用者は、当該メール通知やサービス上の管理画面から、電子署名及びタイムスタンプが付与された最終版の電子契約ファイルを安全に確認及びダウンロードすることが可能です。

7. 契約書の保管

- 契約締結時点で PAdES 形式により電子署名及びタイムスタンプが付与されることにより、10 年超の長期に渡り両当事者及び第三者が締結された契約書類を改変ができない状態を維持します。なお、これらの契約書 PDF ファイルは、自動的に本サービス上の強固なセキュリティ環境においても保管され、検索及びダウンロードすることが可能です。

8. 暗号化措置・監視体制

- 本サービスにおける暗号化措置は、物理的には当社が実施しますが、クラウド上での処理は契約締結を行う契約書受信者の指示に基づき自動で行われるため、当社の関与は一切なく、すべて契約締結を行う契約書受信者の意思のもとで実施されます。なお、暗号化は、セコムトラストシステムズ株式会社が提供するリモート署名サービスを活用し、最終的な PDF ファイルに署名検証用の証明書（公開鍵）を付与することで実施します。
- 本サービスのシステム運用においては、当社内部の従業者的人為的ミス等により契約書受信者の意図しない署名処理が行われないよう、当社システム管理責任者のみに限定し内部機器へのアクセス権限管理とログ監視を実施しています。

（3）事業活動を実施する場所

当社本社及び各事業所

4. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期

本照会に対する回答があり次第、速やかに実施の予定

5. 解釈及び適用の有無の確認を求める規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

○会計法（昭和二十二年法律第三十五号）

第四十九条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により作成することとされている書類等（書類、計算書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び次条において同じ。）については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。同項及び同条第一項において同じ。）の作成をもつて、当該書類等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書類等とみなす。

② 前項の規定により書類等が電磁的記録で作成されている場合の記名押印については、記名押印に代えて氏名又は名称を明らかにする措置であつて財務大臣が定める措置をとらなければならない。

○契約事務取扱規則（昭和三十七年大蔵省令第五十二号）

第二十八条 次の各号に掲げる書類等の作成については、次項に規定する方法による法第四十九条の二第一項に規定する財務大臣が定める当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録により作成することができる。

- 一 契約書
- 二 請書その他これに準ずる書面
- 三 檢査調書
- 四 第二十三条第一項に規定する書面
- 五 見積書

2 前項各号に掲げる書類等の作成に代わる電磁的記録の作成は、各省各庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と契約の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して当該書類等に記載すべき事項を記録する方法により作成するものとする。

3 第一項第一号の規定により契約書が電磁的記録で作成されている場合の記名押印に代わるものであつて法第四十九条の二第二項に規定する財務大臣が定める措置は、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項の電子署名をいう。）とする。

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

第二百三十四条（略）

2～4（略）

5 普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。

6（略）

○地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）

第十二条の四の二 地方自治法第二百三十四条第五項の総務省令で定めるものは、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第二条第二項第一号に規定する電子署名とする。

○総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）

第二条（略）

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電子署名 次に掲げるものをいう。

イ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二条第一項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名

ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

二（略）

○電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）

第二条 この法律において「電子署名」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

2 この法律において「認証業務」とは、自らが行う電子署名についてその業務を利用する者

(以下「利用者」という。) その他の者の求めに応じ、当該利用者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項が当該利用者に係るものであることを証明する業務をいう。

3 この法律において「特定認証業務」とは、電子署名のうち、その方式に応じて本人だけが行うことができるものとして主務省令で定める基準に適合するものについて行われる認証業務をいう。

○電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）

第二条 法第二条第三項の主務省令で定める基準は、電子署名の安全性が次のいずれかの有する困難性に基づくものであることとする。

- 一 ほぼ同じ大きさの二つの素数の積である二千四十八ビット以上の整数の素因数分解
- 二 大きさ二千四十八ビット以上の有限体の乗法群における離散対数の計算
- 三 楕円曲線上の点がなす大きさ二百二十四ビット以上の群における離散対数の計算
- 四 前三号に掲げるものに相当する困難性を有するものとして主務大臣が認めるもの

6. 具体的な確認事項並びに規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈及び当該規定の適用の有無についての見解

（1）具体的な確認事項

A. 本サービスによる電子署名が、電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に定める電子署名に該当し、これを引用する契約事務取扱規則第28条第3項に基づき、国の契約書類についても利用可能であること。また地方自治法施行規則第12条の4の2に規定する総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第2条第2項第1号に基づき、地方公共団体の契約書類についても利用可能であること。

B. 本サービスにおいて、契約書類の電子ファイルを本サービスのクラウドサーバーにアップロードし、契約書送信者及び契約書受信者がアクセスして契約締結業務を実施する仕組みが、契約事務取扱規則第28条第2項に規定する方法による「電磁的記録の作成」に該当し、契約書類の作成に代わる電磁的記録の作成として、利用可能であること。

（2）当社の見解

A. の確認事項に関する見解

電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項では、以下のとおり定められています（下記引用条文下線部加筆。）

（以下引用）

第二条 この法律において「電子署名」とは、【要件①】電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

【要件②】一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

【要件③】二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

（引用ここまで）

つまり、電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項において、以下の3つの要件をすべて満たすものが「電子署名」と定義されています。

- ・【要件①】電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であること
- ・【要件②】当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること
- ・【要件③】当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること

本サービスにおける電子署名は、下記のとおり、【要件①】ないし【要件③】のいずれも充足し、同条項の「電子署名」に該当するものと考えます。

【要件①】「電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であること」について

本サービスは、契約内容が記録された「電磁的記録」(PDFファイル)に対して、次の措置が行われます。

- ・ サービス提供事業者である当社の秘密鍵で暗号化を行います。
- ・ PDFファイル内の署名情報の理由欄に電子署名者の氏名・行政機関名又は会社名・メールアドレスが記録されます。
- ・ 時刻認証業務認定事業者のタイムスタンプを付与します。

以上の事実から、要件①「電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であること」を満たすものと考えます。

【要件②】「当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること」について

事業者署名型電子署名については、総務省・法務省・経済産業省「利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ&A（令和2年7月17日）において、一定の場合には、電子署名法第2条第1項の電子署名にあたることが示されています。

(以下引用)

- ・ 電子署名法第2条第1項第1号の「当該措置を行った者」に該当するためには、必ずしも物理的に当該措置を自ら行うことが必要となるわけではなく、例えば、物理的にはAが当該措置を行った場合であっても、Bの意思のみに基づき、Aの意思が介在することなく当該措置が行われたものと認められる場合であれば、「当該措置を行った者」はBであると評価することができるものと考えられる。
- ・ このため、利用者が作成した電子文書について、サービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化を行うこと等によって当該文書の成立の真正性及びその後の非改変性を担保しようとするサービスであっても、技術的・機能的に見て、サービス提供事業者の意思が介在する余地がなく、利用者の意思のみに基づいて機械的に暗号化されたものであることが担保されていると認められる場合であれば、「当該措置を行った者」はサービス提供事業者ではなく、その利用者であると評価し得るものと考えられる。
- ・ そして、上記サービスにおいて、例えば、サービス提供事業者に対して電子文書の送信を行った利用者やその日時等の情報を付随情報として確認することができるものになっているなど、当該電子文書に付された当該情報を含めての全体を1つの措置と捉え直すことによって、電子文書について行われた当該措置が利用者の意思に基づいていることが明らかになる場合

には、これらを全体として 1 つの措置と捉え直すことにより、「当該措置を行った者（＝当該利用者）の作成に係るものであることを示すためのものであること」という要件（電子署名法第 2 条第 1 項第 1 号）を満たすことになるものと考えられる。
(引用ここまで)

当該 Q & A によると、事業者署名型電子署名において、「電磁的記録に作成者を表示する記録をするもの」という【要件②】を満たすためには、次の 2 つの要件を満たす必要があると示されています。

- ・ 要件②-1 技術的・機能的に見て、サービス提供事業者の意思が介在する余地がなく、利用者の意思のみに基づいて機械的に暗号化されたものであることが担保されていると認められる場合
- ・ 要件②-2 利用者やその日時等の情報を付随情報として確認することができるものになっているなど、当該電子文書に付された当該情報を含めての全体を 1 つの措置と捉え直すことによって、電子文書について行われた当該措置が利用者の意思に基づいていることが明らかになる場合

本サービスにおいては、以下のとおり、要件②-1 及び要件②-2 の要件をいずれも満たしています。

【要件②-1】について

契約書送信者は、本サービス上で契約書類の内容を確認し、必要に応じて承認ルートを設定した上で送信準備を行い、サービス上で契約書類の内容を確認・最終承認する操作を行います。画面上の送信ボタンをクリックすることにより、設定された承認ルートに従って承認依頼の電子メール通知がシステムより送信され、契約承認者が承認ボタンをクリックすることにより行われる承認ごとに電子署名を契約書の PDF ファイルに付与します。承認ルート上のすべての契約承認者による承認作業の完了後、契約書受信者への契約書面の送信をシステムが実行します。

また、契約書受信者が電子ファイルの内容を確認して、本サービスの画面上に表示された「書類の内容に同意」の旨の画面上の同意ボタンをクリックすることにより、設定されたすべての契約書受信者による署名依頼の確認完了後、サービス提供事業者である当社の秘密鍵により、暗号化を行い、PDF ファイルへの電子署名が完了します。

本サービスにおける暗号化措置は、物理的には当社が実施しますが、クラウド上の処理は契約締結を行う契約書送信者及び契約書受信者の指示に基づき自動で行われるため、当社の関与は一切排除されており、契約締結を行う契約書送信者及び契約書受信者それぞれの意思のもとで、すべて実施されることから、当社の意思が介在する余地はありません。

なお、暗号化は、セコムトラストシステムズ株式会社が提供するリモート署名サービスを活用し、最終的な PDF ファイルに署名検証用の証明書（公開鍵）を付与することで実施しております。

このリモート署名サービスでは、証明書の付与が当社のサーバーとセコムトラストシステムズ株式会社のサーバー間の通信のみで完結していることから、当社や契約書送信者及び契約書受信者の端末とは完全に分離された状態で処理されるものであり、機械的に暗号化されたものであるといえます。加えて、契約書送信者及び契約書受信者（署名者）の端末と当社のサーバーとの間を含むすべての通信は、TLS 通信の強制適用によって暗号化されており、第三者によるなりすましや盗聴、改ざんのリスクは排除されています。

なお、契約書送信者及び契約書受信者ともに、署名に利用する証明書はセコムトラストシステムズ株式会社より発行されるものであり、当社が独自に新規発行・変更するものではありません。

そのため、当社の運用管理者や開発者が、契約書送信者及び契約書受信者（署名者）の意図に反する暗号化の実施や改ざんを行うことは技術的に不可能となっております。

以上のことから、本サービスの暗号化措置については、技術的・機能的に見て、サービス提供事業者である当社の意思が介在する余地がなく、契約書送信者及び契約書送信者から設定された契約書受信者の意思のみに基づいて機械的に暗号化されたものであることが担保されているといえます。

【要件②-2】について

契約書送信者及び契約書受信者は、本サービスで電子署名した署名情報を Adobe Acrobat Reader に表示される「署名パネル」により電子署名の詳細を確認することができます。署名パネルには、契約書送信者が送信ボタン及び契約書受信者が同意ボタンをクリックすることにより機械的に付与された電子署名の情報内に、契約書送信者及び契約書受信者の行政機関名や会社名・氏名、メールアドレス及び同意日時が記録されており、さらに時刻認証業務認定事業者のタイムスタンプが記録される仕組みとなっています。

以上のことから、「利用者やその日時等の情報を付随情報として確認することができるものになっている」と評価でき、当該電子文書に付された当該情報を含めての全体を1つの措置と捉え直すことによって、電子文書について行われた当該措置が契約書送信者及び契約書受信者の意思に基づいていることが明らかな状態であるといえます。

【要件③】「当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること」について

本サービスにおける電子署名においては、以下の2つの電磁的記録の合致を確認することで改変の有無を検知することができるものとなっています。

- ・電磁的記録ごとのハッシュ値を当社の秘密鍵で暗号化した PDF ファイル
 - ・電子署名をつけたものを公開鍵で復号した PDF ファイル

当該基準を満たす安全性が担保されております。

以上のことから、本サービスにより電子署名が付与された PDF ファイルについて、「改変が行わ

れていないかどうか確認することができるもの」といえます。

よって、【要件①】ないし【要件③】をいずれも充足することから、本サービスによる電子署名は、電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に定める電子署名に該当し、これを引用する契約事務取扱規則第28条第3項に基づき、国の契約書類についても利用可能であると考えます。また、同理由により、地方自治法施行規則第12条の4の2に規定する総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第2条第2項第1号に基づき、地方公共団体の契約書類についても利用可能であると考えます。

B. の確認事項に関する見解

契約事務取扱規則第28条第2項では、同条第1項各号に掲げる書類等の作成に代わる電磁的記録の作成は、「各省各庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と契約の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して当該書類等に記載すべき事項を記録する方法により作成する」ものと規定されています。

本サービスはクラウドサービスであり、当社は、当社の利用するクラウドサーバー上に当社開発のアプリケーションを設定し、本サービスを提供しております。契約書送信者は自らが利用しているインターネット回線及びコンピューター等を利用し、本サービスに認証情報を入力の上ログインし、契約書類と契約書送信者が入力した契約書類に関する情報を登録します。そして、契約承認者及び契約書受信者は自らが利用しているインターネット回線とコンピューター等を利用して本サービスにアクセスし、契約書送信者が登録した契約書類及び契約書送信者が入力した契約書類に関する情報を確認の上、同意ボタンをクリックすることで電子署名を実施することになります。

本サービスの電子契約の手順は、上記、「3. 新事業活動及びこれに関する事業活動の内容（2）事業概要＜事業の流れ＞」に記載しておりますが、概要は以下となります。

- ・契約書送信者が契約書類の電子ファイルを作成しアップロードを行い、必要情報を入力後、送信ボタンをクリックすることで契約締結処理が開始されます。
- ・契約承認者に対しては契約書類の承認依頼の電子メールが送信され、契約承認者による承認の完了次第、契約書受信者に対して、署名依頼の電子メールが送信されます。
- ・その電子メール本文には、アップロードされた電子ファイルへアクセスするためのURLが記載されており、URLをクリックすることで契約書類の電子ファイルを表示することができます。なお、契約承認者及び契約書受信者に送付される電子署名画面のURLの[REDACTED]
- ・契約書受信者は表示された画面の署名ボタンをクリックすることで、電子署名が付与され、契約締結が完了します。なお、契約締結完了後に、契約書受信者に対して契約締結内容確認メールが送信され、メール本文内のURLで署名する電子ファイルにアクセスすることができます。

以上のことから、本サービスは、契約書送信者及び契約書受信者が電気通信回線であるインターネットを経由し、各所属する行政機関又は会社の使用しているコンピューター等の電子計算機を用いて、当社がクラウドサーバー上で提供する本サービスにアクセスし、本サービスに契約書類をアップロードした上で、契約書類にクラウド上で電子署名を付与することができ、また、契約書受信者が本サービスにアクセスし、クラウド上で内容を確認の上同意を行い、電子署名を付与するものであることから、「各省各庁の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と契約の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して

当該書類等に記載すべき事項を記録する方法により作成するもの」に該当すると考えられます。

従って、契約事務取扱規則第28条第2項の要件を満たしているため、契約書類の作成に代わる電磁的記録の作成として、利用可能であると考えます。

7. その他

本サービスでは、契約データの長期的な真正性と証拠力の保持を重視しています。PAdES 形式を採用し、電子署名・タイムスタンプにより契約書の非改ざん性と長期保存要件を担保します。また、電子帳簿保存法に準拠した保存機能を提供し、監査対応や法的証拠としての活用を可能にします。

さらに、当社は国や地方公共団体の電子契約普及を支援し、紙と電子が併存する契約業務を一元管理する仕組みである本サービスを提供することで、業務の透明性と効率性を向上。持続可能なデジタル社会の実現に貢献します。